

監査対象：農政部の補助金に関する事務執行

第1 監査の結果に対する改善措置

1 ぐんまの活力ある農村創造

(1) 旅費の取扱いについて

(監査結果)

発生した事業ごとに把握して会計処理すべきである。

(改善措置)

発生事業ごとに把握して会計処理するよう改めた。

(2) 共通経費の配賦について

(監査結果)

農業会議の共通経費に配賦する場合、客観的な配賦基準を決めておく必要がある。

(改善措置)

実績の積み上げにより配賦するよう改めた。

(3) 活動レポートの提出について

(監査結果)

相談員、コンサルタントの活動レポートを提出することになっていないが、現場の貴重な意見を農業会議や県に伝達する役割もあるので提出を求めるべきである。

(改善措置)

活動内容を復命書等で詳細に報告するよう改めた。

2 群馬県農協合併支援特別対策事業利子助成金

(1) 補助金の交付決定における県の審査状況について

(監査結果)

審査書類としてまとまったものがないので、審査の状況を明らかにした文書を整備する必要がある。

(改善措置)

本事案について、県として審査経過をとりまとめた文書の整理を行った。

(2) 奥多野農協債務超過処理時の保留事項の補足調査について

(監査結果)

経営改善計画の進捗状況について、県に対して定期的に報告すべきである。

(改善措置)

平成15年4月1日付け、群馬県農協合併支援特別対策事業利子助成金実績報告書の提出に際して、併せて経営改善計画による進捗状況の報告を受けた。

3 蚕糸業振興対策事業

(1) 実績報告内容の信頼性チェックについて

(監査結果)

資産購入の事実を裏付ける証憑をチェックしていないものが見受けられ、証憑書

類の提出についての規定改正とともに、現物の調査確認を実施すべきである。

(改善措置)

平成14年度から資産導入の証憑書類(請求書又は領収書、写真)を報告させており、規定改正とともに、抽出ではあるが導入資材の現物確認を実施した。

(2) JAの役割と位置づけについて

(監査結果)

JAの蚕業技術員が事務手続きを代行しているため、JA経由で機械・施設を購入するケースがほとんどで、「選択肢がJAしかない」という図式が定着すると、経済効率や補助金の有効活用の面から問題ではないか。

(改善措置)

導入機材の選択の幅を広げるよう蚕業技術員への指導を行い、養蚕農家への周知徹底を図っていくこととした。

4 ぐんまの野菜消費拡大キャンペーン事業費補助

(1) 承認手続きについて

(監査結果)

補助事業者における承認手続きについて、事業全体の決裁手続きはあるものの発注業務、契約締結業務及び請求書集計承認業務などの個々の手続きを事務簡素化のため省略しているが、内部統制上からも改善を指導する必要がある。

(改善措置)

個々の業務においても、承認手続きを取る方法に改善した。

(2) 契約書について

(監査結果)

外部委託に係る契約には、金額基準等により契約書を作成すべきである。契約書や注文請書が一切ないものもある。

(改善措置)

県の基準に準じて契約書及び請書を作成することに改善した。

5 ぐんま県産米販売促進対策費補助金

(1) 請負契約、購入契約について

(監査結果)

当協議会では工事の請負、財産の購入に際して、見積り合せや入札をしていないので、県の規則等に準じて行うべきである。

(改善措置)

広告看板の設置や販売促進資材の製作等の工事の請負、財産の購入に際して、県の規則等に準じて見積り合せや入札を行うこととした。

(2) 必要な物の製作について

(監査結果)

学校給食フェアで米配布用のビニール小袋を作ったが、使用量をはるかに超え、平成13年度の使用量と比較すると10年分程度となる。「学校給食」の名前が入っており、他に転用もできない。他の代用品か又は他に代替できるものを作るべきだった。

(改善措置)

既に製作した学校給食用の小袋については、今後の学校給食フェアや学校給食米に関する行事等に使用し有効活用を図っていくこととした。

なお、今後必要な物を製作する場合は、その数量を厳密に計算し、必要最小限を製作することとする。また、製作物が製作規格の関係で必要最小限を超える一定の数量単位とならざるを得ない場合は、他の事業にも転用できるよう製作することとする。

(3) 広告看板の設置の管理について

(監査結果)

当協議会では種々のところに広告看板を設置しているが、看板制作費を支出しているので資産管理簿を作成し、看板の取得年月日、取得価額、看板の種類、看板の設置場所等を記録して管理すべきである。

(改善措置)

広告看板は、当協議会の事業にとって重要な役割を果たしており、また、看板制作費も多額で大切な資産でもある。したがって、資産管理簿を作成し、看板の取得年月日、取得価額、看板の種類、看板の設置場所等を記録して確実な管理に努めることとした。

6 食肉処理施設等再編整備事業

(1) 補助事業の予算・実績差異について

ア 補助事業の設備の検査状況について

(監査結果)

と畜場法の改正への対応については、検査調書の検査概要「事業実施後の効果」が良（改正後のと畜場法施行規則に適合）とされている。

(改善措置)

引き続き、北部食肉衛生検査所の指導のもと、と畜場法に適合して、衛生的に良好な施設運営が行われている。

イ 組合の事業予算について

(監査結果)

当初予算に対し実績は低い達成率であり、予算自体の信憑性が問われる現況にある。当初予算と実績との著しい乖離が続くようであれば、組合の経営管理上、予算の見直しあるいは別途実行予算の策定を検討すべきである。

(改善措置)

収入を大きく左右すると畜頭数及び支出経費について、情勢の変化及び新たな施設の運営体制に応じて精査するよう指示し、年間計画及び月別計画を作成させた。

また、月別計画については、定期的に計画に対する実績及びその原因分析を報告させている。

(2) 組合の経営実態の把握について

(監査結果)

組合自体の予算・実績比較までは実施しているとはいいがたい。収入及び支出に関し、主要な予算・実績差異については、その内容を分析評価して経営実態を把握しておくとともに、その記録を残しておくべきである。

(改善措置)

上記(1)イの改善措置に加え、これらの資料が保存されるようにする。

(3) 補助事業主体での財産管理について

(監査結果)

補助事業については、耐用年数期間中は施設の管理は重要事項となっているので、しっかりした管理台帳により現物管理をすることが要求される。県の適切な指導が必要である。

(改善措置)

施設の管理手順、管理基準及び衛生管理手順を盛り込んだ「と畜場標準衛生管理手順書」が完成し、適切に施設運営が行われている。

また、財産管理については、農林水産省が示している「補助金等交付事務の取り扱いについて」の様式を参考に、群馬県畜産振興事業補助金交付要綱において定めた財産管理台帳の様式により作成を指示し、作成されている。

7 安心安全ぐんまの食肉流通確立事業

(1) 補助団体における補助事業に係る経理内容について

ア 補助事業に係る経理について

(監査結果)

補助団体における補助事業に係る経理内容について、経理規程等に基づき会計処理されているかを検証したが、経理規程等はないので、整備する必要がある。

(改善措置)

規程の整備を指示し、職務権限表が平成15年2月までに作成され、平成15年6月の通常総会において、承認された。

イ 事務担当者及び事務委託契約書について

(監査結果)

同協議会事務は、専従職員がいらないため外部委託しているが、委託先組織が変更になっているので契約書の改正が必要である。

(改善措置)

実態にあった契約の締結を指示し、両者間で契約を改正した。

ウ 稟議書について

(監査結果)

重要な項目の支出、契約等については稟議書にて決裁しているが、その具体的な金額基準等が定められていないので、制定する必要がある。

(改善措置)

規程の整備を指示し、職務権限表が平成15年2月までに作成され、平成15年6月の通常総会において、承認された。

(2) 補助団体において、補助目的に応じた支出と認められるかについて

(監査結果)

県としては、概算払及び精算払を行うときに実績確認をしている由であるが、補助の費用範囲についても、厳しく検証しておく必要がある。

(改善措置)

平成 14 年度実績において、実施事業の適否について詳細に確認している。

(3) 補助団体と A 社との検査費用の負担契約について

(監査結果)

食肉品質向上対策として実施している食肉検査は、契約上、当協議会と A 社の共同負担になっているが、検査内容のうち 0 - 157 に係るものについては費用負担割合が契約上明確になっていなかったため、改定する必要がある。

(改善措置)

実態にあった契約の締結を指示し、両者間で契約を改正した。

8 酪農生産基盤強化事業

(1) 需要期生産牛確保対策について

(監査結果)

申請頭数と実績頭数が異なるなどがあったため、検査等の実施や適切な指導監督が必要である。

(改善措置)

事業実施主体の巡回指導を強化させるとともに、県も随時同行し指導監督を強化した。

(2) 需要期生産推進対策について

(監査結果)

乳牛の実績頭数と帳簿頭数が不一致であった。提出されたデータの整合性についてチェックするよう指導されたい。

(改善措置)

事業取りまとめ団体である事業実施主体への実績報告については、従来確認野帳の添付を求めていなかったが、平成 14 年度以降については、確認野帳を添付させチェック機能を強化させた。

9 酪農生産緊急対策事業

(1) 管理台帳の整備について

(監査結果)

管理台帳の様式を工夫し、導入牛の顛末や、登録証の保管状況、保証金等が一括管理できるようにすべきである。

(改善措置)

導入後の管理状況に変動があった場合に記録する項目の追加や、別管理していた登録証の保管、保証金の状況が一括管理できるよう管理台帳の様式を改善させた。

(2) 内部牽制制度について

(監査結果)

適切な事務処理を行うため、事業実施主体が構成員に対し指導監督することが重要であり、実績を記録に残し次に活かしていく必要がある。県の適切な指導が必要である。

(改善措置)

事業実施主体が構成員を招集する会議が毎月開催されており、また、随時の指導担当者会議、事業推進会議等の指導監督の機会が多いが、県はこれに余すことなく

出席し構成員に対する事業実施主体の指導力を強化するとともに、構成員レベルにおける適正な事務の実施について指導を行った。

また、指導経過を記録させ、これによる事業実施主体の内部牽制及び文書検証の強化を図った。

(3) 次年度以降における補助事業の使用状況等の報告について

(監査結果)

検査結果について、今後、目的、調査手続、結論等文書として整備するよう指導が必要である。

(改善措置)

貸付後の導入牛の管理状況の把握のために構成員を通じた借受者の調査及び指導について、その目的・方法を定めさせ、併せてその結果について記録・整理させた。

10 養豚経営安定確立整備事業

(1) 養豚協会の監事について

(監査結果)

今年度の総会監事は2名になっており、規約どおりの監事を選出されたい。

(改善措置)

監査終了後、直ちに監事を選出を行うように指導し、その結果、平成14年10月に監事1名を選出し、規約に定めるとおり監事は3名となった。

(2) 補助事業者による養豚用器具資材の購入について

(監査結果)

養豚協会が補助した集団のうち2団体については、事務局が特定の設備業者に置かれており、3者見積をとっているものの、大部分が当該業者から納入を受けている。事務局と納入業者が同じでは、相見積もりをする効果が期待できないので県の適切な指導が必要である。

(改善措置)

事業実施主体に対し、事業者の選定について集団の事務局がある業者を納入業者として認めない旨指導した。事業実施主体は本事業の手引き書を改正し、平成14年11月1日に各集団を参集した事務打合せ会議において指導を行った。

平成14年度事業実績報告書により確認したところ、事務局と納入業者は別個となっている。

また、平成15年度事業では平成15年6月2日に開催された事務局担当者会議において同様の指導がされ、適正な事業実施が図られている。

(3) 補助金により取得した設備の耐用年数について

(監査結果)

財産管理台帳ではハウス豚舎を含めて耐用年数を5年としているが、「指定助成対象事業により取得した財産の処分制限期間」により7年とするべきであり、適切に管理されるよう県の指導が必要である。

(改善措置)

事業実施主体に対し、ハウス豚舎については、「指定助成対象事業により取得した財産の処分制限期間」(昭和56年6月30日付け56畜団醒778号、平成11年8月30日付け11農畜団第1261号最終改正)により「簡易建物の掘立造

りのもの及び仮設のもの」を適用して、処分制限期間は7年に訂正するよう指導を行った。事業実施主体は、平成14年11月1日に開催した事務打合せ会議において各集団に対して指導した。

なお、平成14年度事業について、財産管理台帳により確認したところ適切な処分制限期間が設定されている。

また、平成15年度事業においては平成15年6月2日に開催された事務局担当者会議において同様の指導がされ、適正な事業実施が図られている。

(4) 工事の相見積合わせについて

(監査結果)

3社見積もりのうち、2社は工事明細がなく、工事明細のある1社に発注している。形式だけの見積はしないよう指導すべきである。また、一定金額以上の契約については、入札するよう指導する必要がある。

(改善措置)

事業実施主体に対して、適切な見積もり徴収が行われること、160万円以上の財産の買入については入札を行うよう指導し、同時に入札の適正な実施を図るため、具体的手順等、制度の導入について指導した。事業実施主体では、本事業の手引き書を改正し、平成14年11月1日の事務打合せ会議において各集団に対して指導した。

なお、平成14年度の3社見積もり及び入札状況等について、実績報告書の財産管理台帳の添付書類により確認したところ、見積もり合わせ、入札とも適切に実施されている。

また、平成15年度事業においては平成15年6月2日に開催された事務局担当者会議において同様の指導がされ、適正な事業実施が図られている。

1.1 家畜疾病発生予防事業

(1) 各種報告の時期的な遅延がもたらす問題点について

(監査結果)

計画や報告の提出が遅れる団体があり、そのため補助金事務が遅れることになっているため、団体に対する啓蒙、書式・システムの再検討などが必要である。

(改善措置)

自衛防疫団体への指導啓蒙等については、県内5か所の連合会ごとに事務手続き等に関する会議を開催し、事務の迅速化を依頼した。

実施計画書は、県内69か所の自衛防疫団体から報告されるが、提出期限を前年度末とし、各団体に対して指導強化に努め、平成15年度については、4月1日に計画協議等が可能となった。

実績報告については、各団体から毎月の実施状況の報告が励行され、これにより、平成15年度当初からワクチン代や技術料の支払い等が改善され、未払い金等の発生が抑えられる。

(2) 補助金額の算定方法について

(監査結果)

補助金額算定の根拠について、より多くの信頼性のある情報を直接入手して価格改定の有効手段として比較検討されることが期待される。

(改善措置)

予防接種に係る経費等（補助金額算定根拠）については、全国団体からの資料、近県の情報等を参考にしながら、群馬県家畜自衛防疫運営委員会（生産者団体、獣医師会等の22名で組織）において決定しているが、一層の客観性を確保するため、次の対応を取ることとした。

情報収集の充実を図るため、近県からの情報だけでなく全国的な調査を継続的に実施し、より合理的かつ適正な算定根拠を得る。

群馬県家畜自衛防疫運営委員会で最新の情報をもとにした協議を行い、算定根拠の適切な見直しを実施する。

1.2 小規模土地改良事業補助金

(1) 事業主体選定の基準の明確化について

ア 審査基準について

(監査結果)

現地調査結果表の内容が一覧表のみで、採択、不採択の備考欄のコメントは簡易すぎて意味内容が理解できない。また、優良可等のランク付けの区分けが主観的とも受け取れる恐れがあるので、客観的な評価基準を作成し、審査過程について、書類を現場別に作成し、公平性、公正性の観点からも疑念の無いようにすべきである。

(改善措置)

チェックシート（必要書類含む）及び現地調査審査表による定量的評価に改めると共に、審査結果について、具体的に内容を記載することとした。

イ 審査期間について

(監査結果)

公正な審査の確保のためにも、全体の事務を迅速化して審査時間を少しでも増やすべきである。

(改善措置)

年間スケジュールに基づき、審査時間を計画的に確保するとともに、事務処理の迅速化を徹底することとした。

(2) 地区採択に関して（畑ヶ中地区）

(監査結果)

審査の状況を示した一覧表では不採択理由が簡潔すぎてわかりやすいとは言い難い。また、第一次で不採択となったものが第二次で採択となった場合、その理由が重要であり、顛末の詳細な記録が不可欠。厳正で公正な審査を行っていることの第三者への説明資料にもなるので、その点からも顛末欄を充実すべきである。

(改善措置)

前記(1)アと同様、審査表を充実した。

1.3 群馬県土地改良施設維持管理適正化事業補助金

(1) 前提

(監査結果)

向こう5年間で予定される施設の整備補修費の事前積立額に対し補助を出すという、実際支出年度と補助支出年度がずれるという意味で特異な制度であり、また、支出された拠出金が全土連という外部団体により運営・交付される点も特異である。

(2) 補助金交付目的における公益性・公平性について

(監査結果)

後から3地区が追加採択されているが、どういう経緯で3件が追加となったのか、作成されている書類からはよくわからず、また、選択対象を評価する資料も作成されていない状況である。今後、審査の過程を书面化して、関係書類を適切に保管するべきである。

(改善措置)

採択地区の取りまとめ時に、実施主体との協議記録及び審査記録を作成・保管し、その後追加採択希望地区が出た場合においても同様の扱いとすることを指導することとした。

(3) 要綱(制度)に内在する問題について

(監査結果)

補助金の金額は5年後の実施時の支出額でなく、申請時見積額で決定されている。余剰金額が厳密な計算のもとに県・国に戻る規定にはなっておらず、全土連が調整できる規定になっている。

群馬県補助金等に関する規則では、事業実施額を超えて補助金の交付を受けているときは、超えた額を返還することになっている。

(改善措置)

申請時の審査体制を強化することにより、申請時と実施時の額に差が生じないように努めることを指導することとした。

なお、全土連の調整は単年度における地方連合会間の交付金の調整を行うものであり、個別事業主体(個別地区)において、事業実施に伴い余剰金が生じた場合には、補助金の返還を行う。

(4) 要請診断手続きの問題について

(監査結果)

添付しなければいけない診断指導申込書が、口頭ベースで良い規定になっており、通達に違反している。

(改善措置)

要請診断は、必ず診断指導申込書に基づき行うよう指導することとした。

1.4 群馬県地力増進対策協議会補助金

(1) 事業主体の不採算部門の指導について

(監査結果)

連携している全農ぐんまの土壌診断センターは不採算部門であり、県が過度に負担せざるを得ないような状況にならないよう、診断料の料金の見直し等の経営改善の指導を行う必要がある。

(改善措置)

土壌診断センターの人件費については、JA全農ぐんまが、全額負担することとする。

経営改善に向けて、土壌診断需要の少ない季節に、堆肥や溶液等「特殊分析」の受け入れを増やし、既存施設・機械の稼働率向上と分析収入の増加を図ることとする。

診断料金については、農家等利用者の調査並びに他県との比較を行った上で

見直すこととする。

7月1日より、「施肥防除支援センター」に名称変更

1.5 養蚕産地育成推進

(1) 反則規定について

(監査結果)

国の要綱には反則規定が明確に定められているが、県要綱にはその定めがないため、県要綱を改定し、反則規定を設ける必要がある。

(改善措置)

当該事業の実施要領に反則規定を定めることとした。

(2) 補助事業主体の補助金の使途の管理について

(監査結果)

実績報告書にある資料印刷費のうち、印刷物が未納品で予定期間内に完了しておらず、交付要綱に基づく事業団への報告・指示を受けていない。

(改善措置)

補助金の使途管理の適正化を指導し、個々の事業内容と経費について詳細な確認を行うこととした。

1.6 園芸農産物振興対策事業費補助

(1) 補助金交付要綱における問題について

(監査結果)

要領を作成し、申請書様式を指定する。

申請書に実施予定の事業内容の記載を求める。

「野菜・果樹・花き振興に対する経費」と「総支出 - 販路開拓費」を一致させるべき。

特別会計を含むかどうかの明文化が必要である。

上限規程や計画変更時の削減規程もない。

(改善措置)

実施要領を定め申請書の様式を指定した。

申請書様式を「開催時期」「場所」「内容」を記載する様式とした。

申請書様式の事項を「生産振興対策」「流通改善対策」「組織対策」に3区分とした。

特別会計は含まないこととした。

実施要領に明文化した。

(2) 金額の算定根拠・決定過程について

(監査結果)

補助金額の算定根拠が明確でなく、事業主体からの申請も出されていない。

(改善措置)

予算編成前に、事業主体より事業内容及び要望等について聞き取りを行うこととした。

(3) 補助団体における経理の適正性について

(監査結果)

「いちごウイルスフリー」等の会計が、特別会計として報告・承認が得られていない。

収支決算の現金残高と元帳残高に 752 千円の不一致がある。

公益法人会計基準をベースとした「収支計算書」を作成していくべきである。

(改善措置)

15年度総会で、特別会計として報告し承認を得ている。

14年度収支決算で雑収入として処理した。

収支計算書及び損益計算書等を作成し処理した。

17 ヤマメ・イワナ生産消費拡大推進事業費補助

(1) 事業費の実績報告について

(監査結果)

補助事業費の実績報告について、補助金を出す側は金銭面を含め詳細で具体的な報告を求めるべきであり、補助事業者は、金銭の支払いを証明する証憑書類を添付して報告する説明責任がある。

(改善措置)

個々の事業内容と経費を含め、詳細な報告の提出を求めると共に、通知等により説明責任に関する意識改革を促した。

第2 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

1 ぐんまの活力ある農村創造

(1) 補助金の実施要領と実績報告書との事業内容の差異について

平成15年度からむらづくりコンサルタントは設置せず、むらづくり相談員1名により対応するよう、実施要領を改正した。

(2) 活動の二重性について

従来の実施要領では、むらづくり指導員・コンサルタントの活動が、農業改良普及員の活動と重複する部分があるように読みとれたため、新たに設置したむらづくり相談員の活動内容を「ぐんまの農業農村名人」活動支援及び情報誌発行と明確にし、普及活動との二重性が生じないよう実施要領を改正した。

2 小規模土地改良事業

(1) 補助事業主体における補助事業の管理状況について

工事雑費を含めた費目間での予算流用は、適切(正当な理由があること)に行うよう事業主体に徹底させることとした。

(2) 実績報告書における予算と実績の記載について

上記アと共に、予算額の増減については、その理由を付記することとした。また、事業の実績について、実態に即した記述にするよう事業主体を指導することとした。

3 畜産振興事業における補助金比率について

平成15年4月1日付けで、群馬県畜産振興事業補助金交付要綱、同事業実施要綱の全部改正を行い、事業内容、対象経費等の補助範囲を明確に規定した。

監査対象：特別会計の状況のうち県営競輪費特別会計

第1 監査の結果に対する改善措置

1 館林場外車券売場の収入について

(監査結果)

県開催時の館林場外車券売場の特別観覧席の入場料が県の収入になっていない。これは入場者への無料飲物サービス、施設維持のためとのことである。

県の収入に計上するか、明確な文書による取り決めに設ける必要がある。

(改善措置)

特別観覧席では、施設維持及び無料飲物サービスに係る経費が発生することから、入場料を前橋市の収入とする旨を契約書に明記し、当該施設を賃貸借契約の対象から除外することとした。

2 競輪事業の経費負担について

(監査結果)

競輪事業の経費について負担関係が曖昧になっているものがある。実態に合わせて費用負担区分を契約すべき。

(改善措置)

開催業務に係る経費は群馬県が負担する旨を契約書に明文化することとした。

3 委託料に関し、前橋市より送付される業者請求書について

(監査結果)

業者請求書に年月日の記載がないものがある。

(改善措置)

業者請求書の年月日の記載を徹底することとした。

第2 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

1 前橋競輪場の場内警備について

館林場外車券売場と同様に前橋競輪場の場内警備についても、平日と休日を区分して契約することにより経費の削減を図ることとした。

監査対象：特別会計の状況のうち流域下水道事業費特別会計

第1 監査の結果に対する改善措置

1 歳入について

(1) 下水道費の負担割合の適正性について

(監査結果)

奥利根処理区の維持管理費負担金のうち立替金の算定については、県民共通の算定方法を検討すべきである。

(改善措置)

奥利根処理区については、他の処理区と同様な立替金制度の導入について関係市町と検討を開始したい。

(2) 料金算定方法の妥当性について

ア 料金改定

(監査結果)

奥利根、桐生処理区について、最新データに基づき改訂単価を計算し、料金改訂を行うべきである。

(改善措置)

奥利根処理区は、排水負担金単価の改定について関係市町と検討を開始した。

桐生処理区は、平成14年度より黒字経営となったが、経営が安定した後に排水負担金単価改定の検討を行いたい。

イ 料金計算対象費用の範囲について

(監査結果)

資本費についても使用料対象経費とすべきか否か検討すべきである。

(改善措置)

黒字経営の続いている県央処理区において、関係市町村と検討を行うこととした。

2 流域下水道処理区別の原価計算について

(1) 建設費と維持管理費の峻別（定義の明確化）

(監査結果)

使用料計算に反映される分岐点であるので経費区分をより個別具体的に、定型的に判断の継続性が保てるようにチャート化、明文化しておく必要がある。

(改善措置)

建設費と維持管理費における工事請負費について定義を明確にした。

建設費・・・土地・工作物等の造成、製造、改造の工事、物件の移転、除去の工事等の経費で請負契約によるもの。（ただし施工によって著しい価値効用の増加、位置形状の変更を伴わない工事は修繕費から支出する）

維持管理費・・・物品の修繕及び物品の取替えの経費並びに建物等の修繕等で建設費に該当しない経費。

(2) 建設費と維持管理費の峻別 (予算枠関連操作の防止)

(監査結果)

決算数値を精査して、建設費と維持管理費を峻別するべきである。

(改善措置)

工事請負費の定義を明確にし、予算流用協議についても明文化を図った。

(3) 公社発注工事等の所有権

(監査結果)

権利の移転関係を契約上明確にしておくべきである。

(改善措置)

平成 1 5 年度の委託契約書より財産の帰属について明示した。

3 流域下水道管理費について (1)

(1) 下水道公社との委託契約書について

(監査結果)

工事請負費分の内訳について、仕様書に明示することにより、県との協議をもれなく実施するべきである。

(改善措置)

平成 1 5 年度の委託契約より、内訳書の添付を実施した。

(2) 下水道公社への年間委託料の決定方法について

(監査結果)

委託料決定の基本方針を明示的に成文化する必要がある。

(改善措置)

委託料決定の基本方針は、維持管理費を総流入量で除した処理原価を長期的な管理目標値とすることとした。

(3) 下水道公社への年間委託料の変更契約について

(監査結果)

委託料の変更について、明確で客観的な基準を設ける必要がある。

(改善措置)

平成 1 5 年度の委託契約より、細部運用の条文を追加した。

4 流域下水道管理費について (2) (財) 群馬県下水道公社が行う委託業務

(1) 運転管理業務委託の契約実態について

(監査結果)

競争入札後の中間年度の随意契約について、コスト削減基準を検討するのが現実的のように思われる。

(改善措置)

中間年度における随意契約時の委託料については、積算にあたり低減化の方向で検討を実施したい。

(2) 緊急性等の理由による随意契約の一事例について

(監査結果)

事例は、緊急性よりも「相手方が1人しかいない」ための理由が大きいのではないか。

(改善措置)

随意契約については、関係法令に留意し適切に実施したい。

(3) 特殊機械設備の改修・分解点検等工事における修理内容の事前チェックについて
(監査結果)

特殊性から当該メーカーが指名業者となり、落札しており、公正な競争状態にない。

競争入札自体が適しないならば、むしろ明確に随意契約とするべきである。

(改善措置)

特殊機械の改修等の工事では、理由を明確にし随意契約としたい。

(4) 入札執行調書に見られる契約上の問題の可能性について

(監査結果)

競争入札の形骸化防止のため予定価格の水準を切り下げる等の方向性も検討するべきと考える。

(改善措置)

「土木部入札業務対応」により、今後も入札業務の適切な運用に努める。

「土木部入札業務対応」

入札執行に当たっては、公共施設の安全性の確保、地域経済への影響に留意しながら、技術と経営に優れ、競争意欲の高い企業が参加できるように、県の公共工事執行方針、入札・契約適正化法に基づく適正化指針に沿って、発注工事内容に見合った入札方式の選定、業者指名、予定価格、最低制限価格の設定等を通して入札業務の適切な運用を図る。

(注) 以下該当事項 6 - (1)(2)(3)、8 - (1)(2)(3)

5 下水道公社における備品管理について

(監査結果)

帳簿上で廃棄となっている備品が放置されていた。適正に管理するべきである。

(改善措置)

備品管理台帳は定期的に調査を実施し、適切な処理に努める。

6 流域下水道建設費の入札関連について

(1) 最近3年間の流域下水道建設事業の工事請負費の入札状況

(監査結果)

平成13年度の平均落札率は94.7%、95%超の契約件数が60%を占める。さらに入札制度の改善が望まれる。

(改善措置)

「土木部入札業務対応」により、今後も入札業務の適切な運用に努める。

入札業務改善については、入札監視委員会の設置、電子入札の検討等に取り組んでいる。

(2) 県央処理区における平成13年度の入札状況について

(監査結果)

平成 13 年度の 5 千万円以上 10 件の工事の落札状況は 98.96 %、競争入札の本来の機能発揮のための何らかの有効性対策が必要である。

(改善措置)

「土木部入札業務対応」により、今後も入札業務の適切な運用に努める。

入札業務改善については、入札監視委員会の設置、電子入札の検討等に取り組んでいる。

(3) 指名業者の範囲について

(監査結果)

工事によっては、地元優先の指名基準を見直し、参加機会を増やし競争入札を有効に機能させるべきである。

(改善措置)

「土木部入札業務対応」により、今後も入札業務の適切な運用に努める。

公共工事入札指名の県内業者優先については、県の公共工事執行方針に基づいて行われている。

(4) 入札方式について

(監査結果)

公募型指名競争入札方式の基準金額の引き下げを検討すべきである。

(改善措置)

公募型指名競争入札の適用範囲は、一層の公正、透明な競争入札の確保に必要な入札・契約制度を検討するため全庁的に構成された入札・契約制度検討委員会で検討し、平成 16 年度以降に新基準により対応を図る。

(5) 入札書に添付する積算内訳書

(監査結果)

指名競争入札についても可能な範囲で一定金額以上の入札につき添付の義務化を検討すべきである。

(改善措置)

積算内訳書の取り扱いについては、今後、入札・契約制度検討委員会で検討する。

7 下水道建設費の入札事務に関する個別事項について

(1) 特殊工法の場合の対応について < 県央処理区 >

(監査結果)

J V を組ませるなど多くの県内業者に受注機会が得られるようにしているが、実際は技術を持つ特定業者へ外注しており、工事費用節減の観点から問題がある。

また、分割発注は経済性や効率性の面でさらに配慮していくべきである。

(改善措置)

特殊工法を採用する工事については、経済性や効率性を考慮し発注方法を検討していきたい。

(2) 工法の変更について < 新田処理区 >

(監査結果)

工法の変更を変更契約で処理したが、入札をやり直すべきではなかったか。

(改善措置)

工法の変更については、契約後 VE 制度を活用し、適切に処理することとした。

(3) 出来高予定額について < 新田処理区 >

(監査結果)

前払金に影響するので出来るだけ正確な出来高予定額を算定する必要がある。

(改善措置)

可能な限り正確な出来高予定額の算定に努めたい。

(4) 積算の計算について < 新田処理区 >

(監査結果)

人工計算に誤りがあった。二重チェックすることが望ましい。

(改善措置)

現在も二重チェックを実施しているが、再度チェック作業の徹底を図り、ミスの防止に努める。

8 建設事業費の入札関係について

(1) 競争入札における落札価格の状況について

(監査結果)

平成 13 年度 21 件の工事平均落札率は 97.2 %、競争入札の本来の機能が有効に発揮されているとは言い難い。

(改善措置)

「土木部入札業務対応」により、今後も入札業務の適切な運用に努める。

入札業務改善については、入札監視委員会の設置、電子入札の検討等に取り組んでいる。

(2) 指名業者の範囲について

(監査結果)

指名業者数を拡大するとともに地元優先を見直して競争意欲の高い業者の入札参加機会を増やすべきである。

(改善措置)

「土木部入札業務対応」により、今後も入札業務の適切な運用に努める。

公共工事入札指名の県内業者優先については、県の公共工事執行方針に基づいて行われている。

(3) 予定価格の設定方法について

(監査結果)

予定価格や最低制限価格の決定について、工事原価の節減という観点から見て、改善の余地がある。

(改善措置)

「土木部入札業務対応」により、今後も入札業務の適切な運用に努める。

予定価格、最低制限価格については、工種や設計金額に見合った適正な設定額とする。

(4) 設計書 (積算書) の作成及び照合作業について

(監査結果)

作業内容の標準化及び内部牽制制度の充実により、より精度の高い、信頼できる設計書の作成が必要である。

(改善措置)

平成 13 年度に積算体系を改訂し、標準化を図った。

(5) 設計時の見積書提出業者が落札する場合について

(監査結果)

特殊機械について、専門メーカーの見積書で、見積メーカーが落札している。
積算価格 = 予定価格ではなく、適正な予定価格の設定が求められる。

(改善措置)

工事内容を考慮し、予定価格を決定している。

9 県央下水道事務所における委託契約について < 下水道事業団以外 >

(1) 入札状況

(監査結果)

積算価格 = 予定価格。平均落札価格は予定価格の 95.4 % となっており、さらに工夫が必要。

(改善措置)

平成 15 年 4 月 1 日より建設コンサルタント業務等公募型指名競争入札制度を導入した結果、落札率の低減が図れた。

(2) 基本設計の委託契約について

(監査結果)

基本設計と詳細設計は通常同一業者が行うので、設計全体を一つの委託と考えて入札を行うべきである。

(改善措置)

基本設計と詳細設計は業務内容や目的が異なるもので、入札を別々に行っており、契約の一本化は困難である。

入札制度の適正化については今後もさらに徹底していきたい。

(3) 契約変更について

(監査結果)

技術上不可分の工事を予算の都合で分けさせることは問題であり、現場に無理のない入札、契約を実行されたい。

(改善措置)

業務内容や作業工程等を精査し、適正な入札及び契約に努める。

第 2 監査の結果及び意見を参考にした改善措置

1 入札事務に係る予定価格について

(改善措置)

予定価格の事前公表については、今年度入札・契約制度検討委員会で検討を行うこととしている。

2 指名業者選定事務について

(改善措置)

指名業者選定事務に関する公平性・透明性については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、指名基準等を公表しており、業者選定過程の透明性は確保されている。また、本年7月1日に設置された第三者機関である「群馬県入札監視委員会」が全ての案件を対象に審査を行い、公共工事に係る入・契約業務の適正化を推進することとした。

3 日本下水道事業団との委託契約に係る管理諸費について

(改善措置)

管理諸費から得られるサービスの内容に応じた交渉の方法等について、公社・事業団の見直し等の機会に合わせて検討していきたい。